

## 職場環境の改善に快適職場推進計画認定制度があります

職場の空気環境、作業方法の改善など事業場内の職場環境を改善したいと考えられておられませんか。

労働安全衛生法に基づく快適職場推進計画認定制度があります。

この認定を受けることで、労働安全衛生法に沿って快適職場づくりに取り組んでいることの証となります。

事業者が快適職場指針に沿って快適職場推進計画を作成し、その計画を茨城快適職場推進センターを経由して茨城労働局に提出すると、快適職場の認定が受けられます。

快適職場推進計画では、快適職場指針に基づく以下の講ずべき措置内容に対し、少なくとも1の作業環境についての項目と、2の作業方法から4の職場生活支援施設までの項目について、・印で示されている事例をそれぞれ一つづつ含めることが必要です。

たとえば、健康増進法において受動喫煙防止対策が努力義務化されましたが、平成15年5月に策定された、新・職場における喫煙対策のためのガイドラインに対応した喫煙対策を行なう場合にも快適職場認定制度が利用できます。

**1. 作業環境** 不快と感じることがないように、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。

- ・空気環境 空気の汚れ、臭気、浮遊粉じん、タバコの煙
- ・温熱条件 温度、湿度、感覚温度、冷暖房条件、(外気温との差、仕事にあった温度、室内の温度差、気流の状態)
- ・視環境 明るさ、採光方法、照明方法、(直接照明、間接照明、全体照明、局所照明)、グレア(まぶしさ)、ちらつき、色彩
- ・音環境 騒音レベルの高い音、音色の不快な音
- ・作業空間等 部屋の広さ、動き回る空間(通路等)、レイアウト、整理・整頓

**2. 作業方法** 心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。

- ・不良姿勢作業 腰部、頸部に大きな負担がかかる等の不自然な姿勢
- ・重筋作業 荷物の持ち運び等をいつも行う作業等、相当の筋力を要する作業
- ・高温作業等 高温・多湿や騒音等にさらされる作業
- ・緊張作業等 高い緊張状態の持続が要求される作業
- ・機械操作等 操作がしにくい機械設備等の操作

**3. 疲労回復支援施設** 疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・設備すること。

- ・休憩室(リフレッシュルーム等)
- ・シャワー室等の洗身施設
- ・相談室
- ・緑地

**4. 職場生活支援施設** 洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。

- ・洗面所・更衣室等
- ・食堂等
- ・給湯施設・談話室等

<お問合せは下記まで>

(社)茨城労働基準協会連合会 茨城快適職場推進センター 電話029-225-8881  
日立労働基準監督署 電話0294-22-5187

